

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和4年9月5日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時12分

出席者 委 員 委員長 小久保 かおる

	森 戸 雅 孝	大 浦 兼 政	氏 家 晃
	福 富 善 明	福 田 裕 司	中 島 克 訓
傍 聴 者	川 田 俊 介	小 太 刀 孝 之	市 村 隆
	雨 宮 茂 樹	浅 野 貴 之	小 平 啓 佑
	針 谷 育 造	古 沢 ちい子	大 谷 好 一
	内 海 まさかず	青 木 一 男	梅 澤 米 満
	針 谷 正 夫	広 瀬 義 明	大 阿 久 岩 人
	小 堀 良 江	白 石 幹 男	関 口 孫 一 郎

事務局職員	事務局長 白 井 一 之	議事課長 森 下 義 浩
	副 主 幹 岩 崎 和 隆	主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
危 機 管 理 監	間 中 正	幸
経 営 管 理 部 長	大 野 和	久
地 域 振 興 部 長	永 島	勝
地 域 振 興 部 参 事	飯 島 正	則
地 域 振 興 部 参 事	佐 藤 義	美
消 防 長	上 岡 健	司
総 合 政 策 課 長	押 山 好	孝
危 機 管 理 課 長	高 久 一	典
職 員 課 長	渡 邊 浩	志
管 財 課 長	清 水 孝	之
財 政 課 長	熊 倉 宜	和
税 務 課 長	奈 良 部 和	紀
地 域 振 興 部 副 部 長 兼 地 域 政 策 課 長	高 野 義	宏
都 賀 地 域 づ くり 推 進 課 長	川 又 俊	行
岩 舟 地 域 づ くり 推 進 課 長	堀 江 克	実
市 民 ス ポ ー ツ 課 長	上 岡	豊
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	山 野 井 広	実
警 防 課 長	本 名 義	人
消 防 第 2 課 長	田 村 秀	彦

令和4年第5回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和4年9月5日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 99号 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第101号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第102号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第103号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小久保かおる君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（小久保かおる君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりでございます。

◎議事日程の報告

○委員長（小久保かおる君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第99号 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第99号 栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は11ページ、12ページ、議案説明書は6ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の6ページを御覧ください。提案理由でございますが、市の財政健全化を進めるに当たり、副市長及び教育長の給与を減額する措置を講ずるため、本条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の11ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の12ページを御覧ください。条例案となりますが、第1条は趣旨規定でございまして、栃木市長の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、副市長及び教育長の給料月額につきましては、栃木市長等の給与及び旅費に関する条

例に定める額から副市長においては20%、教育長においては10%を減額する。また、期末手当の算定の基礎となる給与月額につきましてもそれぞれ同様に減額するというものでございます。

附則であります、第1項につきましては、この条例は令和4年10月1日から施行する。

第2項につきましては、この条例は令和5年3月31日限り、その効力を失うというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 内容のほうにつきましては、分かりました。

附則の執行期日の2番なのですが、令和5年3月31日限り、その効力を失うということなのですが、任期に合わせたわけではなくて、今年の年度末に効力を失うというふうにした理由につきまして、お伺いしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） こちらにつきましては、6月の議会で制定させていただきました、市長と同じにしたものでございます。今回副市長、教育長が賛同され、令和5年の3月31日までとして条例を提出させていただきました。来年度以降どうするかにつきましては、三役のご意向によるものとなりますので、ちょっと申し上げることはできないということでございます。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 副市長においては20%、そして教育長が10%という内容なのですが、実際のこの金額ってどのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 副市長が20%ということで、条例ですと84万円のところを月額で67万2,000円、毎月16万8,000円の減ということで、10月からになりますので、6か月で100万8,000円の減、これに期末手当、ボーナス金、これが197万9,000円から158万3,000円で39万6,000円の減ということで、削減額といたしましては約140万4,000円となります。教育長は10%削減になりますが、給与月額が条例上68万円のところを61万2,000円ということで6万8,000円の減の6か月分で40万8,000円、期末手当につきましては160万2,000円のところを144万円ということで16万2,000円の減、削減計が57万円ということで総額で197万4,000円の減ということになります。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第2、議案第101号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） 続いて、ご上程をいただきました議案第101号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は20ページから24ページ、議案説明書は8ページから17ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書8ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が出産及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。こちらの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、第2条では、育児休業法により休業することができない非常勤について定めております。ここでは休暇の取得要件の緩和を図るため、現行10ページ、第2条第4号のア、イ、ウについて、この部分は育児休業をできる非常勤職員を定めるものとなっておりますが、それを11ページ、第2条第1項第4号中ア、イへ変更するものでございます。

まず、10ページ、現行アの（ア）の部分になりますが、その養育する子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかかな非常勤職員を11ページ、改正案のアの（ア）の下線のように、議案説明書17ページ、第3条の

2に規定する期間57日、産後8週間に6か月を経過する日、足すと約8か月になりますが、その8か月後に職場にいる可能性があれば、育児休暇が取得できるというように緩和されるということになります。

次に、10ページ、イでは、養育する子が1歳到達日に育児休業をしている非常勤職員において子が1歳から1歳6か月未満の期間に育児休業をしようとする場合に、1歳6か月に達する日までに職場にいる可能性のある非常勤職員の方は育児休業ができるというものでございます。これを11ページ、中段のイの（ア）のように、子が1歳に達する日まで育児休業している非常勤職員の場合、1歳到達の翌日を育児休業の期日の初日とする育児休業をする場合と改めて取得要件を規定いたしました。今まで定まっていなかったものを定めたということになります。

10ページ、ウにつきましては、若干の語句の表現の変更ありますけれども、11ページ、イの（イ）と内容は同様でございます。

12ページ、13ページに参りますが、こちらは第2条の3育児休業法の規定に基づいて1歳から1歳6か月の間で育児休業を取る非常勤職員について規定したものでございます。現在は1歳に達した日の翌日から育児休業をするというのが大前提になります。連続して取る場合で、13ページのアからイ、この2つの条件を満たした場合に初めて1歳6か月まで取得できるということになりますが、1歳の到達日の翌日から育児休業を取る場合、連続性を求めていたものを13ページの真ん中から、アとして1つの要件、必ずしも連続して取らなくてもよいという要件に変わりました。現在のア、イの条件につきましては、改正後はイ、ウとして残っておりまして、エとして、15ページになりますが、当該子供の1歳到達日の後の期間において育児休業を取得していなかった場合は、1歳から1歳6か月の場合に育児休業を取れるということを改めて規定したところでございます。

続いて、14ページ、第2条の4育児休業法、第2条第1項の条例で定める場合になりますが、こちらは1歳6か月から2歳の子を養育するための要件になりますが、これは先ほど1歳から1歳6か月の場合と同様ではございまして、読み替えて15ページ、第2条の4第1項第1号から4号としたものでございます。第3条につきましては、16ページの第1項第5号で規定している育児休業の再度の取得に提出していただいていた育児休暇等計画書の提出を求める規定を削除し、手続を緩和し、より育児休暇を取りやすくしたものでございます。

また、16ページ、第8号で規定されていなかった任期付職員につきましても取得できるよう、17ページ、第7号で任期を定めて採用された職員と改正し、新たに該当するようにいたしております。

17ページ、第3条の2については、改正前第2条の5と同じ内容を規定したものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の20ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の21ページを御覧ください。21ページから24ページまでが改正文になりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明をいたしましたので、附則についてご説明をさせていただきます。

きます。附則につきましては、令和4年10月1日から施行するというものでございます。

説明については以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第3、議案第102号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡邊職員課長。

○職員課長（渡邊浩志君） それでは、続きまして、ご上程をいただきました議案第102号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は25ページ、26ページ、議案説明書は18ページから21ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の18ページを御覧ください。提案理由でございますが、先ほどと同様に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、職員が出産及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続いて、20ページ、21ページをお開き願います。新旧対照表でございます。本件で該当する部分は、本条例の別表になりますが、1の16でございます。こちらの行では、職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間前から出産日の後8週間を経過するまでの期間にある場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、当該期間における5日間の範囲内の期間で特別休暇を取得できることになっております。変更後は、21ページのとおり、出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日までの間で、5日の範囲で休暇を取得できるようになります。この期間が延びたことによりまして、職員おのこの状況に応じて柔軟に育児参加休暇の取得が可能になります。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の25ページを御覧ください。こちらは、制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の26ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

附則であります。この条例は令和4年10月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちお願いいたします。

〔執行部退席〕

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第4、議案第103号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部税務課長。

○税務課長（奈良部和紀君） 税務課でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第103号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は27ページから33ページ、議案説明書は22ページから39ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の22ページを御覧ください。提案理由であります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表にてご説明いたします。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、24ページ、25ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第18条の4につきましては、不動産登記法改正により、住所が明らかにされることにより人の生命もしくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合等、申出により法務局からの各書面には住所に代わるものが記載されることとなりましたことから、納税証明書の交付につきましての内容を加えるものでございます。

次に、33条につきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税で選択した方式と一致させるため、確定申告書の記載によってのみ適用するよう改めるものでございます。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。第34条の9につきましては、第33条と同様、配当割額または株式等譲渡所得金額の控除について確定申告書の記載によって行うよう改めるものでございます。

次に、36条の2につきましては、市民税の申告について年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、28、29ページを御覧ください。第36条の3の2につきましては、個人の市民税の給与所得者の扶養親族申告書に記載事項として配偶者の氏名を追加するものであります。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。第36条の3の3につきましては、個人の市民税の公

的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務に一定の配偶者を加えまして、また扶養親族につきましては、退職手当等を有するものに限るとの条件を加えますとともに、申告書の記載事項として配偶者の氏名を追加するものであります。

次に、53条の7につきましては、地方税法施行規則の改正に伴い、特別徴収税額の納入に係る引用条項の整理を行うものであります。

次に、32、33ページを御覧ください。ここからは附則の改正となります。附則第7条の3の2につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除につきまして、令和7年までの入居について控除期間を13年間に延長するものであります。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税を所得税の適用がある場合に限り適用するよう規定の整備を行うものであります。

次に、34、35ページを御覧ください。附則第17条の2につきましては、個人の市民税の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、引用条項が削除されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、附則第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等について、また次のページにまたがりませんが、附則第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等についていずれも申告分離課税を所得税の適用がある場合に限り適用するよう規定の整備を行うものであります。

次に、38、39ページを御覧ください。附則第26条につきましては、附則第7条の3の2におきまして、住宅借入金等特別控除の見直しを行うことに伴い、規定を削除するものであります。

次に、栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。第36条の3の3の部分につきましては、扶養親族申告書の改正に伴い規定の整備を行うものであります。

次に、附則第2条につきましては、地方税法の改正に伴い規定の整備を行うものであります。新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の27ページを御覧ください。こちらは制定文となります。

次に、28ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則について説明をさせていただきます。

ページが飛びまして、31ページを御覧ください。中ほどにあります附則第1条の施行期日ではありますが、この条例は令和5年1月1日から施行するというものであります。ただし、次の第1号及び第2号につきましては、当該各号に定める日からそれぞれ施行するというものであります。

次に、32ページを御覧ください。第2条及び第3条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものでありまして、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様には退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小久保かおる君） 次に、日程第5、議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和4年度栃木市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億403万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693億6,565万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。第2項は債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、第5表、地方債補正による。第2項は地方債の変更は、第6表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ及び6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。所管関係部分は、補正前の1項目になります。2款1項地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）であります。本年度カーボンニュートラル実現に向けて電気設備の変更設計を行うことから、スケジュールの変更に伴い、総額に変更はありませんが、年割額を補正後の第1項のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（追加）及び次のページの第4表、債務負担行為補正（変更）につきましては、所管関係部分がございませんので、次の10ページをお開きください。第5表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の社会教育施設整備事業について起債を追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、11ページを御覧ください。第6表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、調査整備事業から6項目、臨時財政対策債までの計6件について起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更がございません。

次に、少し飛びまして29ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。29ページは歳入、次の30、31ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、32ページ、33ページをお開きください。11款1項1目1節地方交付税は、補正額7億4,848万9,000円の増額であります。説明欄の普通交付税につきましては、本年度の交付額決定に伴い増額を補正するものであります。

次の15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額1,665万円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施に当たり、国の補正予算による交付の配分があったため増額補正するものであります。

34ページ、35ページをお開きください。2段目の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額13億2,301万3,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるものでありますが、本補正予算案におきましては、歳入超過となることから減額補正するものであります。

次の3目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額3,000万円の減額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）においてカーボンニュートラル実現に向けて電気設備の変更設計を行うことから、スケジュールの変更に伴い、今年度の事業費が減少するため減額補正するものであります。

2つ飛びまして、25目1節コウノトリ生息地環境整備基金繰入金は、補正額400万9,000円の増額であります。説明欄のコウノトリ生息地環境整備基金繰入金につきましては、コウノトリ生息地環境整備事業費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金は、補正額15億6,861万4,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金確定により増額補正するものであります。

36ページ、37ページをお開きください。2段目の22款1項市債であります。1目1節総務債は、補正額3億3,780万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債（調査整備事業）につきましては、地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）の減額に伴い起債額を減額補正するものであります。

次の地域活性化事業債（体育施設整備事業）につきましては、運動場夜間照明施設更新事業費の増額に伴い起債額を増額補正するものであります。

次の公共施設等適正管理推進事業債（社会教育施設整備事業）につきましては、岩舟地域公民館施設整備事業費の増額に伴い起債額を補正するものであります。

次に、4目1節農林水産業債は、補正額1,460万円の増額であります。説明欄の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費の増額に伴い起債額を増額補正するものであります。

次の緊急浚渫推進事業債（農業生産基盤整備事業）につきましては、市単独農業農村整備事業費の増額に伴い起債額を増額するものでございます。

次に、8目1節教育債は、補正額620万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（学校給食調理施設整備事業）につきましては、（仮称）栃木東地域給食センター整備事業費の増額に伴い起債額を増額補正するものであります。

次に、9目1節臨時財政対策債は、補正額3,670万円の減額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額決定に伴い減額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、38ページ、39ページをお開きくだ

さい。1款1項1目議会費は、補正額30万円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員の人事異動等により、当初見込んでいた職員手当等に不足が生じるため補正するものであります。なお、4節共済費がゼロ円と表記されておりますが、会計年度任用職員の健康保険について制度改正により協会けんぽから市町村共済組合に移行するため、共済組合負担金の増額及び社会保険料の減額を補正するものであります。

次ページ以降の各科目における職員人件費につきましても、当初見込んでいた所属職員の配置人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

また同様に、次ページ以降の4節共済費がゼロ円と金額が表記されているものにつきましても、会計年度任用職員の健康保険について制度改正により協会けんぽから市町村共済組合に移行するため、共済組合負担金及び社会保険料を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

40ページ、41ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額130万4,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（総合政策課）につきましては、ふるさと応援寄附の受入りに要する会計年度任用職員報酬等を増額補正するものであります。

次の会計年度任用職員共済費につきましては、ふるさと応援寄附の受入りに要する会計年度任用職員を任用するため増額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（地域政策課）につきましては、規則の改正により地域おこし協力隊員の報酬が改定されるため、会計年度任用職員報酬等を増額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額117万7,000円の増額であります。説明欄のコミュニティFM事業費につきましては、放送局の放送装置が故障し、修理が必要となったため、維持補修費を増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額7億8,430万7,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和3年度決算余剰金の一部を積み立てるため積立金を補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額2,006万5,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、その場でふるさと納税ができることを可能とするふるさと納税自動販売機を本市においても導入し、寄附額の増加につなげるため機械借上料等を増額補正するものであります。

次のマイナンバーカード普及事業費につきましては、低迷する市のマイナンバーカードの取得率を向上させる必要があることから、商業施設において出張申請サポートを実施するため委託料等を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額400万9,000円の増額であります。説明欄のコウノトリ生息地環境整備事業費につきましては、営巣の状況とコウノトリの様子を常時観察することが必要なため、

ライブカメラ設置工事費等を増額補正するものであります。

次に、12目庁舎整備費は、補正額3億7,748万9,000円の減額であります。説明欄の地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）につきましては、カーボンニュートラル実現に向けた電気設備設計変更業務を行ったことに伴い、新築工事の開始時期が変更となったため、工事請負費等を減額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額928万円の増額であります。説明欄の2行目、二十歳の集い開催事業費（栃木）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下においては、参加者にPCR検査を実施した上で参加してもらうため、委託料を増額補正するものであります。

次の岩舟地域公民館施設整備事業費につきましては、岩舟公民館の屋上防水シートの劣化が進み、雨漏りが発生していることから、早急に改修工事を実施するため、設計業務委託料を増額補正するものであります。

42ページ、43ページをお開きください。15目体育施設費は、補正額288万8,000円の増額であります。説明欄の都賀体育センター管理費につきましては、屋内消火栓設備の改修工事が必要なため、工事請負費を増額補正するものであります。

次の夜間照明施設更新事業費につきましては、東陽中学校の夜間照明施設のコンクリート柱において経年劣化によりクラック等が生じていることが判明し、施設の安全確保から早急に更新工事が必要なため、設計業務委託料を増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして74ページ、75ページをお開きください。9款1項1目常備消防費は、補正額100万2,000円の減額であります。説明欄の2行目、文書管理運営費につきましては、大平分署車庫のシャッターについて部品の経年劣化によりシャッターが作動しなくなる可能性があることから、早急な交換が必要なため、維持補修費を増額補正するものであります。

次に、3目消防施設費は、補正額200万8,000円の増額であります。説明欄の機材等管理費につきましては、東北自動車道で発生した車両火災において泡消火薬剤を使用したことにより、備蓄在庫が不足し、薬剤の購入が必要となったため増額補正するものであります。

次の消防水利施設管理費につきましては、防火水槽が設置されている土地所有者から、住宅建築に当たり防火水槽の撤去依頼があり、撤去をする必要が生じたため、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額167万4,000円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、同報系防災行政無線の放送装置が故障し、電源増幅装置の交換が必要となったため、維持補修費を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小久保かおる君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） 40ページ、41ページの公民館費、二十歳の集い開催事業費のPCR検査実施委託料についての確認をさせていただきます。今までのコロナ禍の中で大変な思いをされて、みんなで開催をされてきて喜んでいらっしゃる方も多い中で、住所が栃木市のままであってもほかで働いているとか、何かいろんな弊害が起きたと思います。また、あとせつかく予算を取ってPCR検査を委託して実施したにもかかわらず、当日の入場の際にもPCR検査の陰性、陽性のその確認のチェックがされていなかったということを知っています。そちらの対策については、どのようなお考えで進めていくのか、ただ検査をされて終わりなのか、今までとは違う部分があることを信じて質問させていただきます。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤地域振興部参事。

○地域振興部参事（佐藤義美君） 二十歳の集いのPCR検査の関係につきましてお答え申し上げます。

今委員のほうでご指摘ありましたとおり、昨年、PCR検査での受付の際にチェック漏れ等があったというようなところで、本年度につきましては、PCR検査する場合には参加者全員のほうの対象を考えております。ワクチン検査パッケージによるPCR検査への適用を一応考えておりますが、PCR検査した方につきましては、全員のチェックをするということで考えておりますので、その辺は受付の際に徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 大浦委員。

○委員（大浦兼政君） もう一つ確認させていただきます。

個人情報の関係できっと無理なのかもしれませんが、市で委託している以上、例えば検査された陰性、陽性の結果というものは、個人名の把握というのは委託業者から受けることは可能なのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤地域振興部参事。

○地域振興部参事（佐藤義美君） 検査を受けた方は、個人で申し込んでいただきますので、検査を

受けた方の名前のほうは全て市のほうで把握することになります。ただ、陽性の結果につきましては、個人情報との関係で何名いたかというようなところはお伺いして、前は検査した方全て陰性だったということでご報告いただいておりますので、その程度の結果のほうの把握はできるかと思えます。

○委員長（小久保かおる君） ほかにございませんでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、同じく40ページ、41ページなのですが、マイナンバーカード普及事業費ということで、低迷するマイナンバーカードの普及を促進するためということだったのですが、栃木市、栃木県内でも平均より下だったかと、この前の下野新聞の報道等でもあったのですが、現在のマイナンバーの取得率、取得状況につきまして、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） お答えいたします。

栃木市につきましては、7月末現在でございますが、率といたしましては37.37%ということでございます。県内におきましては、県内市町村の中の順位的には20位でございます。14市の中では12位という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 商業施設のほうを借り受けるということだったのですが、この出張申請受付業務の委託料を計上しているのですが、この業務のほうは市の職員ではなくて委託するということですが、どのようなところを考えているのかお伺いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 実施内容といたしましては、申請受付とか、そういった業務、あとその場所の設定、備品の準備とか、そういったものを用意ができる業者というところを考えております。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ということは、県、国とか、そういったところではなくて、民間の事業者ということですか。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長

○総合政策課長（押山好孝君） そのとおりでございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それから、商業施設の会場借上料ということなのですが、今のところ候補に挙がっているといえますか、もう決まっているのかもしれませんが、その辺の状況につきましてお伺いいたします。商業施設を借り受けるというふうの説明を受けたのですが、もう決まっていらっ

しゃるのか、それとも候補が何か所かあるのか、現状につきましてお伺いをいたします。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 現状といたしましては、市内にあります大型店舗を想定しておりますが、具体的にどことどこというところはまだ決定はしておりません。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 冒頭に質問しました、マイナンバーの現在の普及率が37.37%、県内20位ということなのですが、具体的な目標の数値みたいなのをぜひとも設定をして、それに向けて努力していくというのが普及促進に結びついてくるのかと思うのですが、その辺のお考えにつきましてお伺いします。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 一応全部で30日を予定しております。一日50名で1,500名で、率にいたしますと大体1%というところの増加を目指していきたいというふうに考えております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 41ページ、コウノトリ生息地環境整備事業の中にライブカメラの設置工事費について提出されておりますけれども、このライブカメラは何基予定をされているのでしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） お答えいたします。

カメラにつきましては、1基を予定しております。

○委員長（小久保かおる君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 場所についてはどの辺、この前石川帯刀沼付近と篠山付近に巣塔を建てられたのですけれども、ライブカメラについてはどこの地域にライブカメラを設置する予定でしょうか。

○委員長（小久保かおる君） 山野井渡良瀬遊水地課長。

○渡良瀬遊水地課長（山野井広実君） お答えいたします。

ライブカメラにつきましては、今年4月にコウノトリが営巣したわけなのですけれども、北エントランスから入りましたところが第1調節池と言っておりまして、第1調節池に建てた巣塔のところに現在建てる予定で計画しております。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じく41ページになります。ちょっと聞き漏らしてしまったところもあるかもしれないのですけれども、再確認も含めて質問いたします。

コミュニティFM事業費、何か修繕費というようにお聞きした記憶があるのですが、何をどう壊

れて、何を直したかというのをもう一回確認したいと思います。

○委員長（小久保かおる君） 高久危機管理課長。

○危機管理課長（高久一典君） コミュニティFM放送局のスタジオの音声卓にあります放送装置、その名前がコンソールエンジン基盤というもののなのですが、それが故障したために今回ちょっと交換をさせて、補正させていただきたいというものです。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） たしかこれは、保守契約なんかも結んでいると思うのです。突発的に壊れたのか、もしそうでなければこのスタジオの放送装置ですか、使用年数なんか分かったら教えてください。

○委員長（小久保かおる君） 高久危機管理課長。

○危機管理課長（高久一典君） 平成27年に設置しております。ですので、経過としては7年になります。

○委員長（小久保かおる君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、正常劣化みたいなイメージで捉えればよろしいのでしょうか。正常的に、7年ということで経年劣化って捉えればよろしいのですか。

○委員長（小久保かおる君） 高久危機管理課長。

○危機管理課長（高久一典君） おっしゃるとおり、その辺も含んでいいものと考えております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

大浦委員。

○委員（大浦兼政君） すみません、先ほどのPCR検査、もう一つだけ聞かせてください。

全員検査されるということであれば、来賓も含め学校の先生とか、そういう参加者はどういう考えているのか確認させていただきたい。

○委員長（小久保かおる君） 佐藤地域振興部参事。

○地域振興部参事（佐藤義美君） 検査といいましても、ワクチン検査パッケージのほうですので、全員対象ですが、ワクチン打っている方はワクチンの証明書、そしてPCR検査を受けている方はPCR検査の結果ということになります。来賓関係の方につきましては、そこら辺は自分の管理でということ考えておるところでございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） いろんなページにあるのであれなのですが、40ページ、41ページで聞きたいと思います。地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業費（都賀）、要は都賀の複合施設のカーボンニュートラルに対応した設計変更を行うということで、内容のほうは非常によく分かるのですが、この時代ですから、カーボンニュートラルに積極的に取り組むというのはよく分かるのですが、これまでずっと計画から設計のほうも行ってきて、地域会議のほうにも全部説明をして、もう開庁

の時期まで決定していたところで、この段階での設計変更に至った理由につきましてお伺いいたします。

○委員長（小久保かおる君） 川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） それでは、お答えいたします。

カーボンニュートラルのために今回変更になったわけなのですが、当初ディーゼル発電機を使用しておりまして、化石燃料を使う予定でありましたが、今の脱炭素化時代におきまして、ディーゼルエンジンとか化石燃料を使うことで計画しておりましたが、それに基づきまして電気自動車、それと蓄電池によりまして、環境に優しい施設にするために今回変更をさせていただいたところでありまして、当初開庁の予定も皆様方にお知らせしておりましたが、この変更に伴いまして若干遅れの形になった次第でございます。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 内容につきましては、よく分かりましたといえますか、分かっておりました。

私が聞きたかったのは、なぜこの段階でカーボンニュートラルを前提とした設計変更を行わなければならなかったかというところで、もっと早い段階でカーボンニュートラルに対応した設計に取り組めなかったかというところだったのですが。

○委員長（小久保かおる君） 川又都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（川又俊行君） 今委員のご指摘のとおり、もっと早めに変更させていただければよかったかもしれないのですが、当初計画ができておりまして、発注段階まで行っていたものですから、その中で時代の流れで脱炭素化とかという形になりましたので、その中で現在、当初の計画で行きますと途中から変更することもできませんので、それにつきまして発注段階でありましたが、大幅に見直しさせていただきまして、今後そんなに変更とかないような形で脱炭素化に向けた施設として都賀の総合複合化施設を行っていきたいということがメインという形の理由として変更させていただきました。

以上でございます。

○委員長（小久保かおる君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 要望になりますが、ここで設計変更になってしまったということは、できればもっと早くできなかったかなというのはありますが、こうなった以上、今後のスムーズな事業の進行、そして今予定されている開庁の予定までにしっかりとした施設ができるようにご要望をおきます。

以上です。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） すみません。40、41ページのふるさと応援寄附事業費のふるさと納税の自販機ということで、これを1基設置するという事だったのですが、那須のほうで設置したような新聞記事等も読んだのですが、どこに設置するかとか、実際どういったものなのかというのが分からない部分も結構あるのですが、ご説明をいただければと思います。

○委員長（小久保かおる君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） お答えいたします。

自動販売機につきましては、ゴルフ場を想定しております。簡単に申し上げますと、自動販売機、機械を持ってきてゴルフ場に設置をいたしまして、ゴルフに来ていただいた方にその場で栃木に対してふるさと納税をしていただく、返礼品については、ゴルフのプレー券をお出しするというような仕組みを考えております。

○委員長（小久保かおる君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保かおる君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小久保かおる君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任お願いいたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時12分）